

# 省エネ関連支援制度のご紹介

令和3年8月30日

経済産業省北海道経済産業局

資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

<p>省エネへの気づきを 提供</p>	<p><b>1. エネルギー利用最適化診断事業</b></p>
<p>設備投資による 省エネ</p>	<p><b>2. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 （省エネ補助金）</b></p> <p><b>3. 産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業</b></p> <p><b>4. 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費 補助金</b></p>

# 1. 中小企業等に対するエネルギー利用最適化推進事業

令和3年度予算案額 **8.2億円（新規）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- エネルギー利用最適化診断や地域プラットフォームの構築など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行います。

### (1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

中小企業等の工場・ビル等の**エネルギー管理状況の診断**、AIやIoT等を活用した**運用改善**や**再エネ導入等提案**に係る経費の一部を国が支援します。また、診断事例の横展開、**関連セミナーへの講師派遣**も実施します。

### (2) 地域のエネルギー利用最適化取組支援事業

省エネのみならず再エネ導入等も含むエネルギー利用最適化に向け、中小企業等が相談可能なプラットフォームを地域毎に構築するとともに、相談に係る窓口や支援施策などをポータルサイトに公開します。

### 成果目標

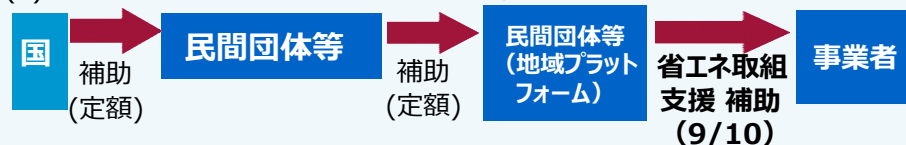
- 令和3年から令和7年までの5年間の事業であり、最終的には、令和12年度の省エネ効果235.3万kIを目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

#### (1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業



#### (2) 地域のエネルギー利用最適化取組支援事業



## 事業イメージ

### (1) エネルギー利用最適化診断事業・情報提供事業

#### エネルギー利用最適化診断

工場・ビル等のエネルギーの管理状況を診断し、AIやIoTを活用して設備の運用改善や高効率設備への更新に加え再エネ導入の提案を行う。



#### 【改善提案例】

- ・空調の運用改善
- ・照明の運用改善
- ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
- ・再エネ設備の導入支援

#### 情報提供

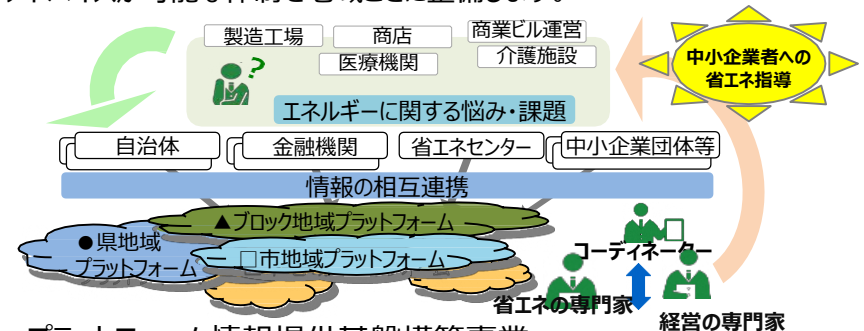
- ・成功事例の横展開
- ・エネルギー利用最適化関連のセミナーへの講師派遣



### (2) 地域のエネルギー利用最適化取組支援事業

- 地域プラットフォーム構築事業

中小企業等にとって身近な相談先である自治体、金融機関、中小企業団体等と連携し、多様な省エネ相談等に対応できるエネルギー関連の専門家と経営専門家の双方よりエネルギーコストの削減や設備導入に係るアドバイスが可能な体制を地域ごとに整備します。

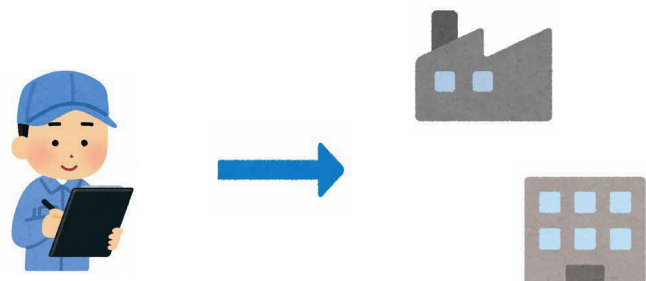


- プラットフォーム情報提供基盤構築事業

地域プラットフォームから地域内の中小企業、自治体及び金融機関等に省エネ等に関する様々な情報提供を行うとともに、他地域のプラットフォームとの連携を行う。

# 1. エネルギー利用最適化診断事業(省エネ最適化診断)

## 【事業イメージ】



中小企業等の工場・事業場に専門家を派遣して、設備の運用改善や高効率設備への更新といった省エネ提案に加えて再エネ導入の提案を行います。

## 【提案例】

- お金をかけずに運用でできる改善
  - ・空調の運転台数見直し
  - ・不使用エリアの照明の消灯
  - ・ボイラの空気比低減
- 設備投資による改善
  - ・蒸気・温水用配管、バルブ等の保温対策
  - ・高効率設備への更新
  - ・再エネ設備の導入支援

## 【要件】

項目	
対象者	・中小企業者 ・年間のエネルギー使用量が一定規模（原則、年間エネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl 未満）の工場・事業場等
費用	A診断（専門家1名） 10,450円（税込） B診断（専門家2名） 16,500円（税込）
応募及び問合せ先	（一財）省エネルギーセンター <a href="https://www.shindan-net.jp/service/shindan/">https://www.shindan-net.jp/service/shindan/</a>

【スケジュール】 令和3年4月20日（火）～

# 2. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（省エネ補助金）

令和3年度予算案額 **325.0億円**（459.5億円の内数）

## 事業の内容

### 事業目的・概要

● 工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援します。

**(A)先進事業**：高い技術力や省エネ性能を有しており、今後、導入ポテンシャルの拡大等が見込める先進的な省エネ設備等の導入を行う省エネ投資について、重点的に支援を行います。

**(B)オーダーメイド型事業**：個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備更新やプロセス改修、複数事業者が連携した省エネ取組に対して支援を行います。

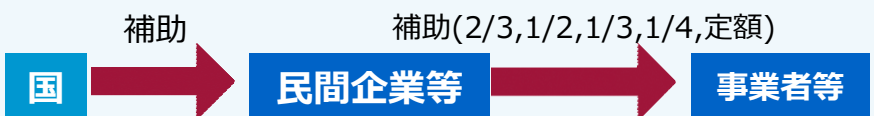
**(C)指定設備導入事業**：省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援します。

**(D)エネマネ事業**：エネマネ事業者とエネルギー管理支援サービスを締結し、EMS制御や運用改善により効率的・効果的な省エネ取組について支援を行います。

### 成果目標

● 令和3年から令和12年までの10年間の事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で1,846万klの削減に寄与します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



## 事業イメージ

### (A)先進事業

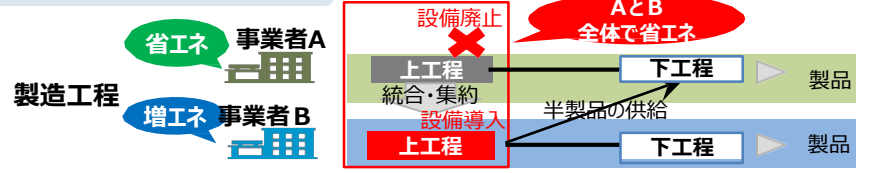
「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」等にて検討された先進的な省エネ設備等に係る評価軸・評価項目等に適合する設備等を事前登録し、当該設備等の導入を重点的に支援する。



### (B)オーダーメイド型事業

個別設計が必要な特注設備等の導入を含む設備・システム等の複合的な更新により、エネルギー消費効率を改善する省エネ取組を支援。

(例) 複数事業者が連携した取組



### (C)指定設備導入事業

従来設備と比較して優れた省エネ性能を有する設備への更新を支援。



### (D)エネマネ事業

エネマネ事業者（※）の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。



※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネを支援する者。

# 2. 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金（省エネ補助金）

## 事業概要

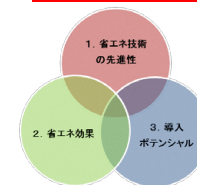
### (A) 先進事業

「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」での議論内容等を踏まえた先進設備に係る登録審査基準に則り、先進設備の登録を事前に実施。当該リストに掲載されている先進設備を導入する省エネ投資事業で、一定の省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設計費・設備費・工事費に対して、中小2/3・大企業1/2の補助。

※ 先進設備の登録に関しては、「省エネ技術の先進性」、「省エネ効果」、「導入ポテンシャル」の3要素で審査。

※ 既存設備・システムの置き換えのみならず、製造プロセスの改善等を含む。

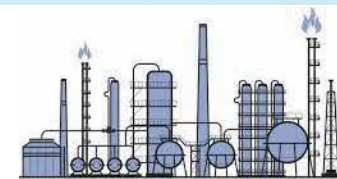
※ 従来の「大規模事業」や「連携事業」についても、当該事業の中に包含するイメージ。



### (B) オーダーメイド型事業

機械設計を伴う設備（オーダーメイド型設備）を導入する省エネ投資事業で、一定の省エネ要件を満たす場合に、当該設備導入に係る設計費・設備費・工事費に対して、中小1/2・大企業1/3（ただし、投資回収年数が5年以上7年未満の省エネ投資事業の場合は、中小1/3・大企業1/4）を補助。

※ 既存設備・システムの置き換えのみならず、製造プロセスの改善等を含む。



参照：石油化学工業協会

### (C) 指定設備導入事業

指定設備のうち一定の省エネ性能を満たす設備を導入する場合に、当該設備導入に係る設備費の一部補助として、設備種・スペック等ごとに公募要領等で定められた定額の補助を受けられる。

#### 指定設備（例）

##### （ユーティリティ設備）

- ①高効率空調、②産業ヒートポンプ、③業務用給湯器、④高性能ボイラ、⑤変圧器、⑥高効率コージェネレーション、⑦低炭素工業炉、⑧冷凍冷蔵設備、⑨産業用モータ等

##### （生産設備）

- ①射出成型機、②レーザー加工機、③プレス機、④印刷機械等

### (D) エネマネ事業

エネマネ事業者の活用による効率的・効果的な省エネ取組を支援。

中小1/2・大企業1/3



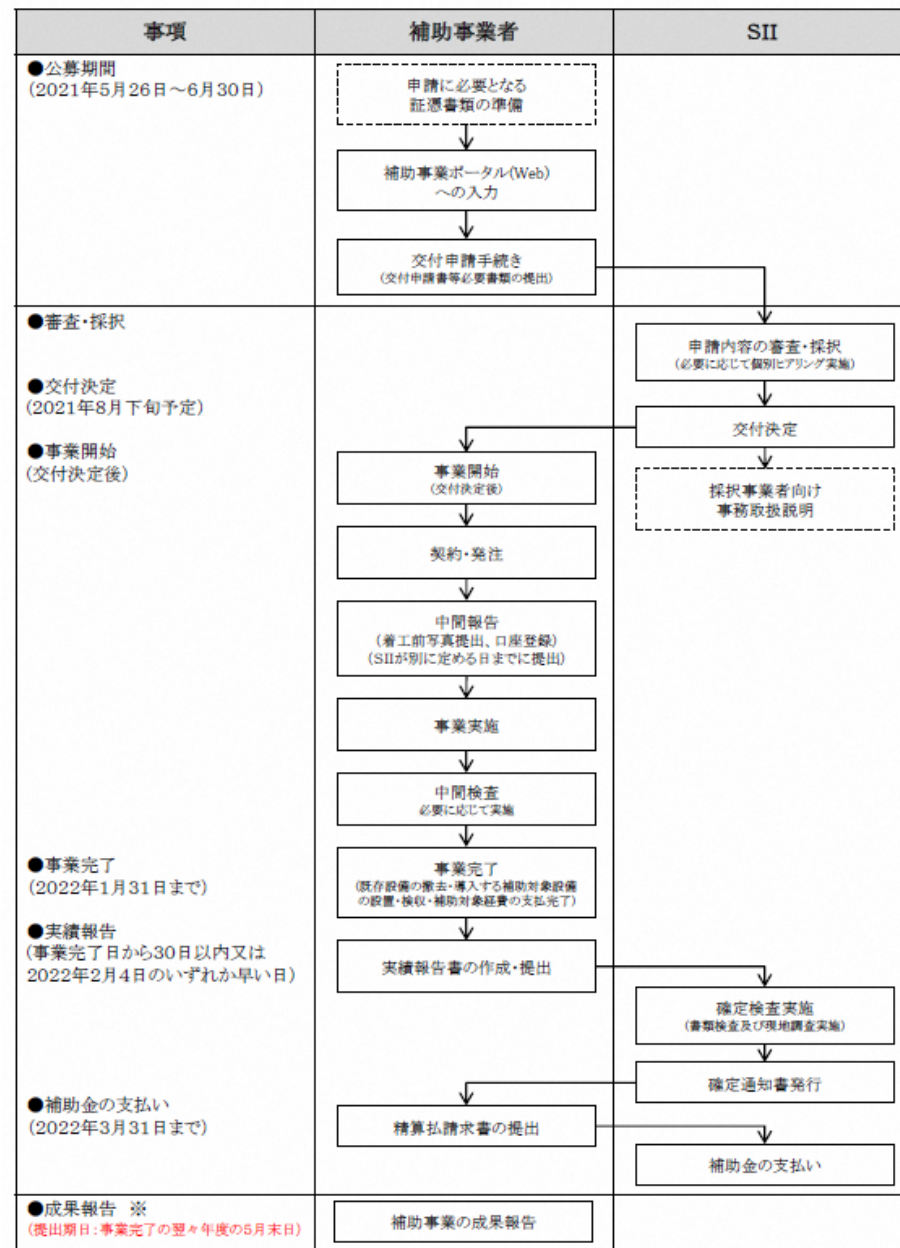
補助限度額：(A)、(B) 15億円/年度、(C)、(D) 1億円/年度

公募期間：令和3年5月27日（木）～令和3年6月30日（水）

事務局：（一社）環境共創イニシアチブ <https://sii.or.jp/cutback03/>

# (参考) 令和3年度公募スケジュール

1-15. 事業全体スケジュール



※但し、(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、計画期間及び提出期日が異なる。

※公募要領から抜粋

# (参考) 審査項目・評価項目

## 7-7. 審査

SIIIは、補助事業の内容等について以下の項目に従って審査を行う(必要に応じて申請者へのヒアリングを実施)。SII内に設置した有識者で構成される外部審査委員会による評価を踏まえ、総合的な評価を行い、採択事業者を決定する。

### ① 審査項目

- 補助対象事業者及び補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が適切であり、事業遂行の確実性、事業の継続性が十分であると見込まれること。
- 補助事業に要する経費(設計費、設備費、工事費)は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

### ② 評価項目

- 計画省エネルギー量
- 計画省エネルギー率
- 経費当たり計画省エネルギー量(補助対象経費1千万円当たりの計画省エネルギー量)

以下項目に該当する場合には評価を行う。

- 中小企業等経営強化法第17条第1項に基づき認定(第18条第1項に基づく変更の認定を含む。)を受けた「経営力向上計画」に記載された事業
- 年間エネルギー使用量が1,500kWh未満の事業所であって「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)(みなし大企業を含む)」以外の者が実施する、中長期計画書の実効性を高めるための省エネルギー事業  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 売上高に対するエネルギーコストの割合が10%以上のエネルギー集約型企業の省エネルギー事業  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- ベンチマーク改善に資することが認められる事業 (⇒詳細は15ページ参照)  
※企業体が大企業の場合は除く。

- 省エネ法定期報告書(2019・2020年度提出分)に基づく事業者クラス分け評価制度において、2年連続で優良事業者(Sクラス)を取得した者が取り組む省エネルギー事業  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 地域未来投資促進法の規定に基づき、承認された地域経済牽引事業計画に記載された地域経済牽引事業を行う実施場所における省エネルギー事業 (⇒詳細は70ページ参照)  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- エネルギー転換を行うことで、省エネルギーに寄与する事業  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 先進性の高い省エネルギー技術・取組  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 中小企業者等の省エネルギー事業
- 公益財団法人全国中小企業振興機関協会の『パートナーシップ構築宣言』登録企業の省エネルギー事業(パートナーシップ構築宣言については71ページを参照のこと)  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 2018年度以降に省エネルギー診断を受けた省エネルギー事業  
※以下のいずれかの事業における省エネルギー診断を受診した事業所の場合を評価対象とする。
  - 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
  - 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
  - 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
  - 「地域プラットフォーム構築事業」
  - 「平成29年度補正予算省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」
- 特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者における令和3年定期報告書(令和2年度実績)について、資源エネルギー庁のホームページよりダウンロードした定期報告書作成支援ツールから出力されるxml形式のファイルにて、令和3年8月2日までに「省エネ法・温対法電子報告システム」又は「e-Gov」を通じて所管の経済産業局へ提出した者  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。
- 複数事業者間の連携による省エネルギー事業  
※事業区分(C)単独で申請の省エネルギー事業は除く。

### ③ 採択方法

採択事業者の決定に当たっては、事業区分毎に評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行う。  
事業区分毎の予算額については、申請状況等を考慮した上で、決定する。  
なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。